

当薬局の行っているサービス内容について

調剤管理料及び服薬管理指導料

- 患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- 必要な場合に服薬期間中のフォローも対応します。

在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局は医師の指示がある時は、在宅で療養されている患者様宅を訪問して服薬指導を行います。

調剤点数表に基づき地方厚生(支)局長に届け出た事項に関する事項

- 調剤基本料1
- 地域支援体制加算1
- 後発医薬品調剤体制加算3
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- 在宅薬学総合加算1
- 連携強化加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 在宅患者訪問薬剤管理指導

医療情報取得加算

- オンライン資格確認システムの運用をしており、マイナンバーカードの保険証利用に対応しています。
- 当該保険医療機関を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得活用することにより、質の高い医療の提供に努め、医療情報取得加算を算定しております。

明細書の発行状況に関する事項

- 個別の調剤報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。必要のない場合は、お申し出ください。

選定療養について

- 長期収載品といわれる後発医薬品のある先発医薬品での調剤を希望される場合、医療上の必要がある場合等を除き、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、患者様に自己負担していただきます。
- 医療上の必要性があると認められる場合(例:医療上の必要性により医師が、銘柄名処方(後発品への変更不可)をした場合)、薬局に後発医薬品の在庫が無い場合など、後発医薬品を提供することが困難な場合については、選定療養とはせず引き続き、保険給付の対象となります。【参考資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001282666.pdf>】

保険外費用について

次のサービス等につきまして、費用のご負担をお願いしています。

- 宅配便等による発送をご希望の場合…送付先やサイズなどで異なり患者様負担(着払い)とさせていただきます。

第二種協定指定医療機関の指定

上記の指定を都道府県知事より受け、災害及び新興感染症発生時等の非常時に必要な体制を講じています。

居宅療養管理指導

介護保険サービス提供事業者として患者様の居宅へ訪問し服薬指導等を行います。

医療DXについて

- オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しております。
- マイナンバーカードの健康保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。